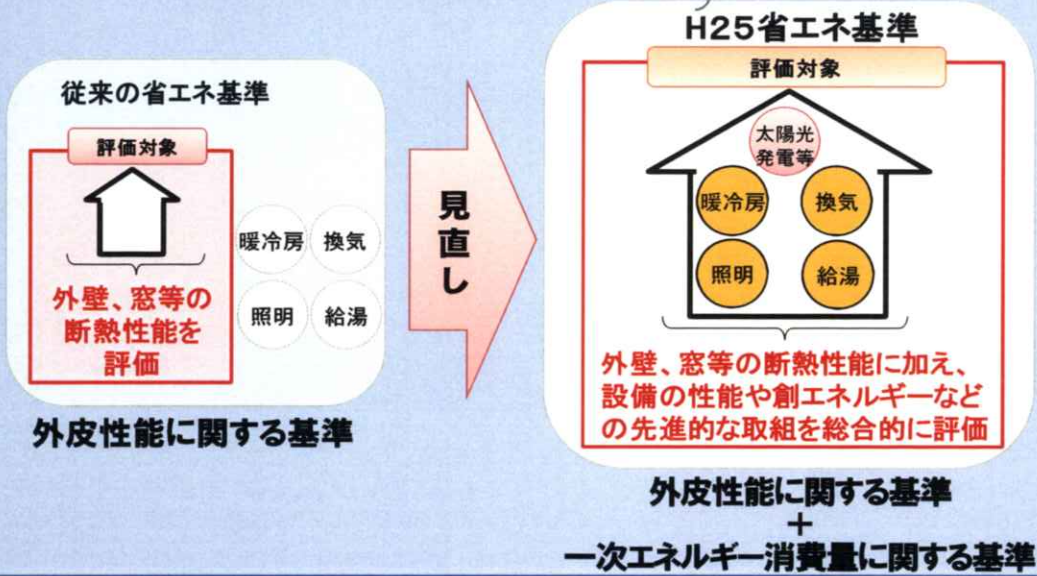


## (8)住宅・建築物の省エネ化の推進

住宅・建築物の省エネ化を「規制」、「評価・表示」、「インセンティブの付与」等により推進し、低炭素社会の実現に取り組む。

### 省エネルギー基準の見直し(H25改正省エネ基準)

住宅以外：H25年4月より施行(経過措置1年間)  
住宅：H25年10月より施行(経過措置1年6ヶ月間)



### 低炭素建築物の認定基準の策定 (H24年12月施行)

認定を取得した新築住宅には所得税等の軽減措置の対象に

### ①省エネ法に基づく規制

- 改正省エネ基準の普及  
(中小工務店・大工向け講習等)
- 義務化に向けた検討、体制整備

### ②省エネ性能の評価・表示

- 住宅性能表示基準(既存含む)の見直し等

### ③インセンティブの付与

- 低炭素住宅やゼロエネルギー住宅などへの支援
- 既存住宅の長期優良住宅化等

### エネルギー基本計画 (平成26年4月11日閣議決定)

規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。

2020年目標：新築公共建築物等でZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)、標準的な新築住宅でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現

2030年目標：新築建築物の平均でZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)、新築住宅の平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現

(参考)環境・ストック活用推進事業

① 住宅・建築物省CO2先導事業

省CO<sub>2</sub>技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物リーディングプロジェクトに対する支援

【主な補助対象】先導的な省CO<sub>2</sub>技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用 等 【補助率】1/2

② ゼロ・エネルギー住宅推進事業

中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みに対する支援

【主な補助対象】ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額 等 【補助率】1/2(補助限度額165万円/戸)

③ 建築物省エネ改修等推進事業

エネルギー消費量が15%以上削減される建築物の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修

【主な補助対象】省エネ改修工事に要する費用、バリアフリー改修工事に要する費用(※1)、効果の検証等に要する費用 等

※1)省エネ改修工事と併せて実施する場合に限る

【補助率】1/3

【限度額】建築物:5,000万円/件(省エネ改修工事と併せて、バリアフリー改修を行う場合は7,500万円/件)

④ 長期優良化リフォーム推進事業【新規:優先課題推進枠】

既存住宅の長寿命化に資するリフォームの先進的な取組に対する支援

【主な補助対象】既存住宅の長寿命化に資するリフォームに要する費用 等

【補助率】1/3 【限度額】100万円/戸 等

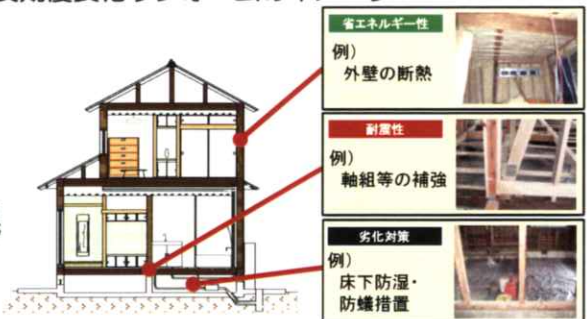
<長期優良化リフォームのイメージ>

○インスペクションの実施

○性能の向上

- ・耐震性
- ・省エネルギー性
- ・劣化対策
- ・維持管理・更新の容易性等

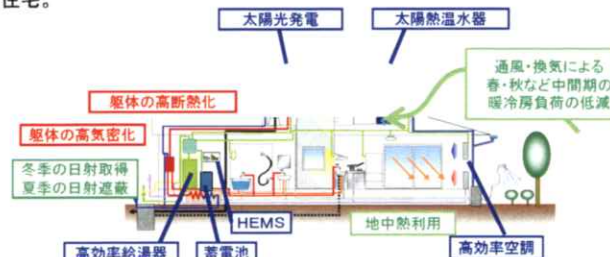
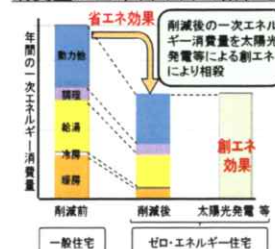
○維持保全計画の作成



<住宅のゼロ・エネルギー化の取組みイメージ>

■ゼロ・エネルギー住宅

住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロになる住宅。



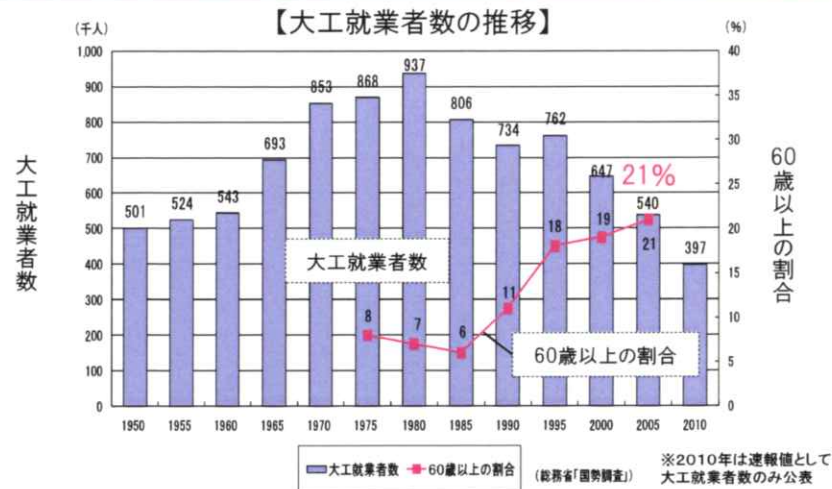
# (9)木造住宅・建築物の推進

木造住宅・建築物の整備や人材育成等の推進により、低炭素社会の実現に取り組む。

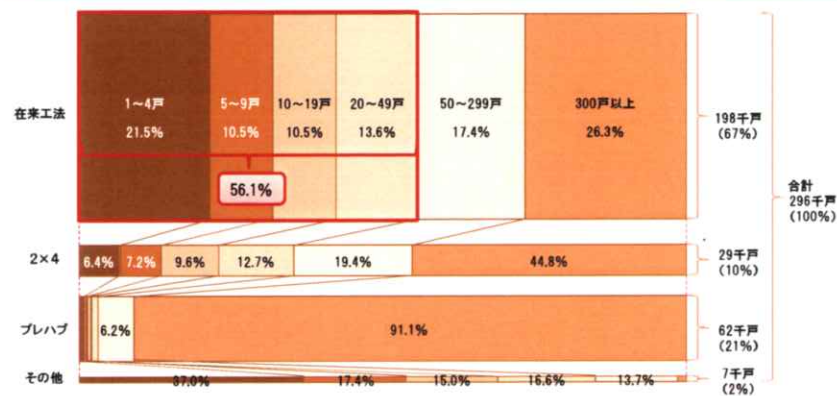
## 現状

### 大工就業者数の推移

○大工就業者は約40万人で、25年前と比べ約6割減。高齢化率も上昇。



### 戸建て住宅の工法別・年間受注戸数シェア



注:年間受注戸数のシェアは、平成23年度の耐震担保履行法に基づく届出、住宅耐震担保責任保険の加入実績及び各社の公表資料等による(一部推計を含む)。

## 目標実現に向けた今後の取組

### ○ 地域材等を活用した木造の住宅・建築物の推進

- 中小の木造住宅生産事業者グループによる地域型住宅のブランド化を通じた生産体制の強化と長期優良住宅の建設の促進
- 大規模木造建築物等の建設の促進
- 各界有識者の声を盛り込んだ手引書作成等による「和の住まい」の推進



### ○ 木造住宅に係る人材の育成

- 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承等に対する支援
- 地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する支援

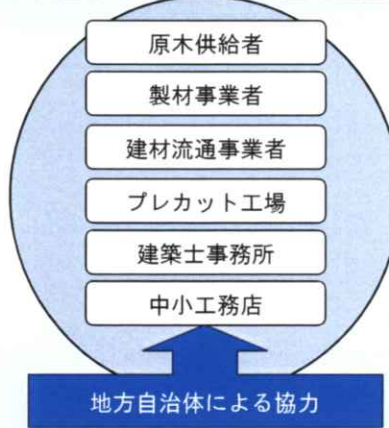


### ○ CLT等新たな技術の開発・普及に向けた環境整備

- CLTを用いた建築物の建設が円滑に進むよう、平成25年度から平成27年度にかけてCLTを用いた建築物の一般的な耐震設計法を確立するための研究開発を実施

## 前提条件

関連地域産業の連携による住宅生産体制※



生産する住宅像の明確化

※ 地域材や住宅生産技術が共通である地域毎の協議会、NPO等のグループを想定

地域材を活用し、地域の気候・風土にあった「地域型住宅」の具体像、共通ルール

地域の気候・風土、街なみ景観等の特徴

地域材の特徴、地域材供給の現状

「地域型住宅」の具体像

地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール

地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール

積算、資材調達、施工に関する共通ルール

地域型住宅の維持管理に関する共通ルール

地域型住宅のブランド化に向けて

具体的取組、役割分担

信頼性確保

維持管理

普及促進

技術継承

新技術導入

資源循環利用

災害時の応急仮設住宅供給体制

## 補助内容

1戸当たり  
建設費の1割以内かつ  
100万円を限度に補助

(※)平成24年度に実施していた柱・梁・桁・土台の過半において地域材を使用した場合の補助の上限加算分20万円について、林野庁の木材利用ポイント事業実施中は休止する。

支援



長期優良住宅

中小住宅生産者により供給される木造住宅



地域材

持続可能な森林経営に資する地域材の活用(※)

○ 当該事業に取り組もうとするグループを公募し、「『地域型住宅』生産の共通ルール」等について、学識経験者からなる評価委員会による評価結果を踏まえ、これらの内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が採択を行う。

○ 採択されたグループ内の中小工務店が、上記の地域毎の住宅生産システムの共通ルールに基づいて木造の長期優良住宅の建設を行う場合に、当該建設にかかる費用の一部について補助を行う。

## 効果

地域の中小工務店による住宅に関する消費者の信頼性の向上

地域の中小工務店による住宅の供給を通じた地域経済の活性化

地域の住文化の継承及び街なみの整備

木材自給率の向上による森林・林業の再生

# (10)高齢者の居住の安定確保(スマートウェルネス住宅・シティの実現)

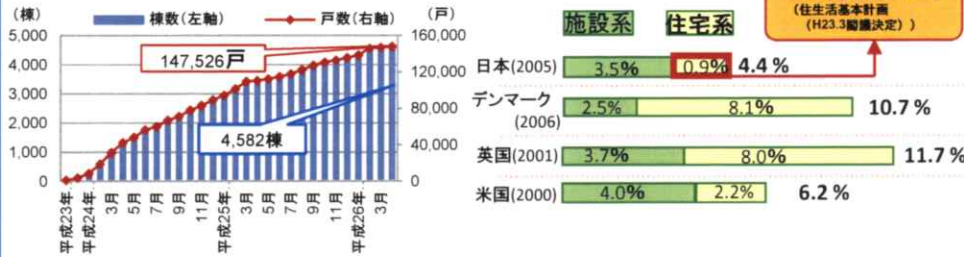
○ 既存の「高齢者対応」の概念を超え、省エネ、バリアフリー、生活拠点集約化等、安全・安心・健康で住み続けられる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現する。

## ① サービス付き高齢者向け住宅等の整備とあわせ、高齢者等が保有する住宅のリフォームの支援

### サービス付き高齢者向け住宅の整備

民間活用により不足している住宅系の高齢期の住まいを確保  
(補助・融資・税による支援を行い、民間による供給を促進)

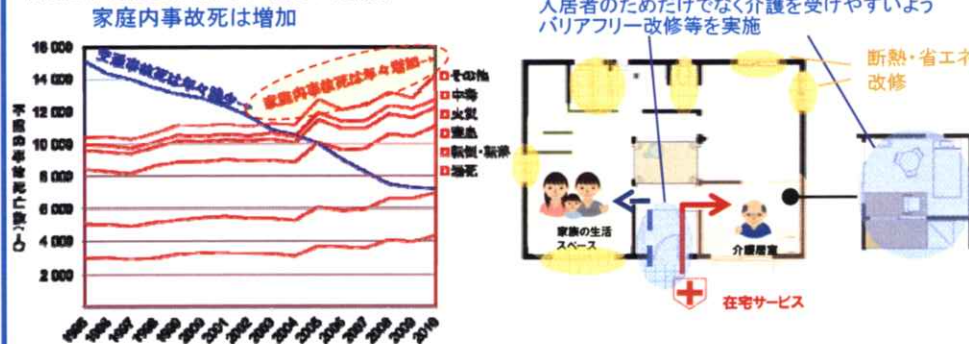
【サービス付き高齢者向け住宅の登録数推移】



### 持家等のバリアフリー改修、断熱・省エネ改修

安心・安全に住み続けられる住宅のため、医療・介護等と連携し、ICTを活用した見守り等や、住宅の省エネ・バリアフリー化等を行う取組を支援

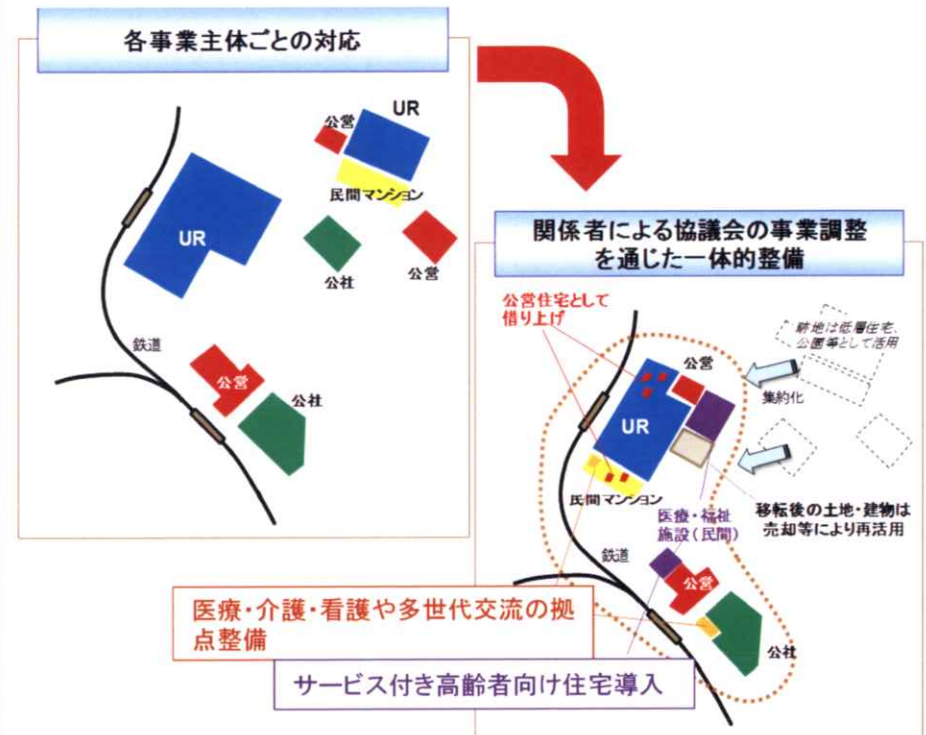
【交通事故死と家庭内事故死の比較】



## ② 公共住宅団地の再生等を契機とした、PPP/PFIプロジェクトの実施・まちづくりの推進

医療・介護・看護や、高齢者・障害者・子育て世帯等の多世代交流の拠点整備

- ・公的賃貸住宅団地を活用したPPP/PFIプロジェクトの実施
- ・公的不動産を有効に活用したまちづくりを行う地方公共団体を支援



「スマートウェルネス住宅等推進事業」や、省エネ、木造住宅・建築物の整備の推進等により上記の取組を支援。

## (10) 高齢者の居住の安定確保(スマートウェルネス住宅等推進事業)

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、「スマートウェルネス住宅等推進事業」を創設する。

### スマートウェルネス住宅等推進事業

#### ① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

〔住宅〕 補助率: 建設・買取 1/10、改良 1/3 補助限度額: 100万円/戸

〔高齢者生活支援施設〕 補助率: 建設・買取 1/10、改良 1/3 補助限度額: 1,000万円/施設

#### ② スマートウェルネス拠点整備事業

○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画(スマートウェルネス計画)に基づき、住宅団地等における併設施設※の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

補助率: 建設・買取・改良 1/3

補助限度額: 1,000万円/施設

※高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設

#### ③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

○ 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。

〔建設工事費〕 補助率: 建設・買取 1/10、改良 2/3

〔技術の検証費、情報提供及び普及費等〕 補助率: 2/3

